

- 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業） 第1 定義</p> <p>農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>5 既設の農道</u> <u>次の条件のいずれかに該当する路線又は施設をいう。</u></p> <p><u>（1）農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により農道として造成された路線</u></p> <p><u>（2）地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線</u></p> <p><u>（3）地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線</u></p> <p><u>（4）農林水産省所管事業以外の事業により補償等のために造成された農道橋又は農道トンネルであって、（1）から（3）までのいずれかの路線に接続しているもの</u></p> <p>第2 事業の内容</p> <p>農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・</p>	<p>別紙1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業） 第1 定義</p> <p>農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2 事業の内容</p> <p>農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・</p>

支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1～3 (略)

4 通作条件整備

以下の事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア (略)

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) (略)

運用2 (農業基盤整備促進事業)

別表2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価(※1)	
		1. 通常	2. 集約化する場 合
(1) 区画拡大			
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱 いあり	30m×100m(30a)のほ場 2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大 <u>27.5万円/10a</u> <u>【20万円/10a】</u>	<u>33万円/10a</u> <u>【24万円/10a】</u>

支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1～3 (略)

4 通作条件整備

以下の事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア (略)

イ 保全対策型

農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき農道として造成された路線(以下この別紙において「既設の農道」という。)について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) (略)

運用2 (農業基盤整備促進事業)

別表2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価(※1)	
		1. 通常	2. 集約化する場 合
(1) 区画拡大			
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱 いあり	30m×100m(30a)のほ場 2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大。 <u>25万円/10a</u> <u>【18万円/10a】</u>	<u>30万円/10a</u> <u>【21.5万円/10a】</u>

	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>25.5万円/10a</u> <u>【18.5万円/10a】</u>	<u>30.5万円/10a</u> <u>【22万円/10a】</u>
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u> 簡易整備工（ブルドーザ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>7万円/10a</u> <u>【6万円/10a】</u>	<u>8万円/10a</u> <u>【7万円/10a】</u>
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u> 畦畔除去（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>4万円/100m</u> <u>【4万円/100m】</u>	<u>4.5万円/100m</u> <u>【4.5万円/100m】</u>
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u>	<u>46.5万円/10a</u> <u>【33万円/10a】</u>	<u>55.5万円/10a</u> <u>【39.5万円/10a】</u>
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u> 、 <u>構造物撤去、管設置</u>	<u>44.5万円/10a</u> <u>【32.5万円/10a】</u>	<u>53万円/10a</u> <u>【39万円/10a】</u>
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		<u>25.5万円/10a</u> <u>【18.5万円/10a】</u>	<u>30.5万円/10a</u> <u>【22万円/10a】</u>
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	(略)	<u>22.5万円/10a</u> <u>【16.5万円/10a】</u>	<u>27万円/10a</u> <u>【19.5万円/10a】</u>
	バックホウ工法、表土扱いなし	(略)	<u>22万円/10a</u> <u>【16万円/10a】</u>	<u>26万円/10a</u> <u>【19万円/10a】</u>
	トレンチャ工法、表土扱いなし	(略)	<u>18万円/10a</u> <u>【13.5万円/10a】</u>	<u>21.5万円/10a</u> <u>【16万円/10a】</u>
	掘削同時埋設工法、表土扱いな	(略)	<u>12.5万円/10a</u> <u>【9万円/10a】</u>	<u>15万円/10a</u> <u>【10.5万円/10a】</u>

	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>23.5万円/10a</u> <u>【17万円/10a】</u>	<u>28万円/10a</u> <u>【20万円/10a】</u>
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u> 簡易整備工（ブルドーザ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>6万円/10a</u> <u>【5万円/10a】</u>	<u>7万円/10a</u> <u>【6万円/10a】</u>
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u> 畦畔除去（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u>	<u>3.5万円/100m</u> <u>【3.5万円/100m】</u>	<u>4万円/100m</u> <u>【4万円/100m】</u>
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ <u>区画拡大</u>	<u>42万円/10a</u> <u>【29.5万円/10a】</u>	<u>50万円/10a</u> <u>【35万円/10a】</u>
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、 <u>耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</u> 、 <u>構造物撤去、管設置</u>	<u>40万円/10a</u> <u>【28.5万円/10a】</u>	<u>48万円/10a</u> <u>【34万円/10a】</u>
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		<u>22.5万円/10a</u> <u>【16.5万円/10a】</u>	<u>27万円/10a</u> <u>【19.5万円/10a】</u>
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	(略)	<u>19万円/10a</u> <u>【13.5万円/10a】</u>	<u>22.5万円/10a</u> <u>【16万円/10a】</u>
	バックホウ工法、表土扱いなし	(略)	<u>17万円/10a</u> <u>【12万円/10a】</u>	<u>20万円/10a</u> <u>【14万円/10a】</u>
	トレンチャ工法、表土扱いなし	(略)	<u>12万円/10a</u> <u>【8.5万円/10a】</u>	<u>14万円/10a</u> <u>【10万円/10a】</u>
	掘削同時埋設工法、表土扱いな	(略)	<u>10.5万円/10a</u> <u>【7.5万円/10a】</u>	<u>12.5万円/10a</u> <u>【9万円/10a】</u>

	し			
(3) 湧水処理	表土扱いあり	(略)	<u>24万円/100m</u> <u>【17万円/100m】</u>	<u>28.5万円/100m</u> <u>【20万円/100m】</u>
	表土扱いなし	(略)	<u>23万円/100m</u> <u>【16.5万円/100m】</u>	<u>27.5万円/100m</u> <u>【19.5万円/100m】</u>
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地	(略)	<u>35万円/10a</u> <u>【24.5万円/10a】</u>	<u>42万円/10a</u> <u>【29万円/10a】</u>
	樹園地以外の畑地		<u>21.5万円/10a</u> <u>【15万円/10a】</u>	<u>25.5万円/10a</u> <u>【18万円/10a】</u>
	ほ場外からの接続管		<u>7万円/10m</u> <u>【5万円/10m】</u>	<u>8万円/10m</u> <u>【6万円/10m】</u>
	給水栓設置のみ		<u>2.5万円/箇所</u> <u>【2万円/箇所】</u>	<u>3万円/箇所</u> <u>【2万円/箇所】</u>
(5) 客土		(略)	<u>27.5万円/10a</u> <u>【19万円/10a】</u>	<u>33万円/10a</u> <u>【22.5万円/10a】</u>
(6) 除礫		(略)	<u>25万円/10a</u> <u>【17万円/10a】</u>	<u>30万円/10a</u> <u>【20万円/10a】</u>

注) (略)

1)・2) (略)

3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。

ア～ウ (略)

4) (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 4万円を助成単価に加算するものとする。

5) 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、次に定めるとおり助成単価に加算するものとする。

ア (2) にあっては、受益面積 10 アール当たり 3万5千円を加算

イ (3) にあっては、施工延長 100メートル当たり 3万円を加算

6) (2) について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 2万円を助成単価に加算するものとする。

	し			
(3) 湧水処理	表土扱いあり	(略)	<u>20.5万円/100m</u> <u>【14万円/100m】</u>	<u>24.5万円/100m</u> <u>【16.5万円/100m】</u>
	表土扱いなし	(略)	<u>18.5万円/100m</u> <u>【12.5万円/100m】</u>	<u>22万円/100m</u> <u>【15万円/100m】</u>
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地	(略)	<u>29万円/10a</u> <u>【20.5万円/10a】</u>	<u>34.5万円/10a</u> <u>【24.5万円/10a】</u>
	樹園地以外の畑地		<u>18.5万円/10a</u> <u>【13万円/10a】</u>	<u>22万円/10a</u> <u>【15.5万円/10a】</u>
	ほ場外からの接続管		<u>6.5万円/10m</u> <u>【4.5万円/10m】</u>	<u>7.5万円/10m</u> <u>【5万円/10m】</u>
	給水栓設置のみ		<u>2万円/箇所</u> <u>【1.5万円/箇所】</u>	<u>2万円/箇所</u> <u>【1.5万円/箇所】</u>
(5) 客土		(略)	<u>26万円/10a</u> <u>【17.5万円/10a】</u>	<u>31万円/10a</u> <u>【21万円/10a】</u>
(6) 除礫		(略)	<u>23.5万円/10a</u> <u>【16万円/10a】</u>	<u>28万円/10a</u> <u>【19万円/10a】</u>

注) (略)

1)・2) (略)

3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア～ウ (略)

4) (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 3万円を加算するものとする。

5) (2) 及び (3) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((3) にあっては施工延長 100メートル当たり) 2万円を加算するものとする。

(新設)

(新設)

6) (2) について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1万5千円を加算するものとする。

7) (略)

運用4 (草地畜産基盤整備事業)

第6 事業実施計画の樹立等

1～3 (略)

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとする。

(2) (略)

5・6 (略)

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

(1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等(事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。)を地方農政局長(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長)に提出するものとする。

(2) (略)

2～9 (略)

第11 補則

1～6 (略)

7 増築等に伴う手続

(1) 事業参加者は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模

7) (略)

運用4 (草地畜産基盤整備事業)

第6 事業実施計画の樹立等

1～3 (略)

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) (略)

5・6 (略)

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

(1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等(事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。)を地方農政局長(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長)を経由して農林水産省畜産局長)に提出するものとする。

(2) (略)

2～9 (略)

第11 補則

1～6 (略)

(新設)

様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第8号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第8号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

なお、都道府県が事業参加者として(1)に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

別記様式第8号（第11の7関係）

（新設）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

（又は都道府県知事 殿）

都道府県知事
又は
所在地
事業参加者名

草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

(1) 地区名

(2) 事業参加者名

(3) 施設等の所在地

(4) 施設等の構造、規格、規模等

(5) 事業費

ア 交付金

イ その他の負担額

(6) 取得年月日

3 増築等の概要

(1) 増築等

増築 ○○○ 事業費 千円

増設 ○○○ 事業費 千円

※○○○には、構造、規格及び規模を記載

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

1 事業実施計画書の写し

2 経営収支計画

3 建物平面図及び側面図並びに増設配置図

4 財産管理台帳の写し

5 その他地方農政局長等が必要と認める書類

注：[添付資料] は、当該事業参加者に係るものとする。

別紙 2（水利施設整備に係る運用）

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 事業の内容

地域用水環境整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 （略）
- 2 歴史的施設保全事業 歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理・利用のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備等を行うものとする。

なお、(3)を行う場合は、1 地区最大 3 年間を限度として実施するものとする。

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- (2) 管理道及び駐車場の整備
- (3) 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等

(4) 当該施設の適切な利用を図るための施設（案内板、休憩施設、便所又は安全施設）の整備

第 2 事業実施主体

地域用水環境整備事業に係る別紙 2 の第 4 の別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 （略）
- 2 第 1 の 2 の歴史的施設保全事業については、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が認める者（ただし、第 3 の 2 の（1）のみに掲げる施設を対象とする場合の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。）

第 3 事業の実施要件

- 1 （略）

別紙 2（水利施設整備に係る運用）

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 事業の内容

地域用水環境整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 （略）
- 2 歴史的施設保全事業 歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備等を行うものとする。

なお、(3)を行う場合は、1 地区最大 3 年間を限度として実施するものとする。

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- (2) 管理道及び駐車場の整備
- (3) 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等

(新設)

第 2 事業実施主体

地域用水環境整備事業に係る別紙 2 の第 4 の別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 （略）
- 2 第 1 の 2 の歴史的施設保全事業については、都道府県、市町村、又は土地改良区その他都道府県知事が認める者（ただし、文化財以外を対象とする場合の事業実施主体は、都道府県、市町村とする。）

第 3 事業の実施要件

- 1 （略）

2 歴史的施設保全事業

次に定める要件を満たすこと。

(1) 次に掲げるいずれかの土地改良施設を対象とすること。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、重要文化財として指定され、又は指定されることが確実に認められるもの

イ 同法第 57 条第 1 項の規定に基づき文化財登録原簿に登録され、又は登録されることが確実に認められるもの

ウ 同法第 78 条第 1 項の規定に基づき重要有形民俗文化財として指定され、又は指定されることが確実に認められるもの

エ 同法第 109 条第 1 項の規定に基づき史跡名勝天然記念物として指定され、又は指定されることが確実に認められるもの

オ 同法第 182 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の条例に定めるところにより重要なものとして指定され、又は指定されることが確実に認められるもの

カ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられたもの

キ 世界かんがい施設遺産に認定されたもの

(2)～(4) (略)

別紙 3－1（農地防災に係る運用）

運用 1（農地防災事業）

運用 1 別紙 1

2 歴史的施設保全事業

次に定める要件を満たすこと。

(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 109 条第 1 項又は第 182 条第 2 項の規定に基づき文化財として指定され若しくは登録され、又は指定され若しくは登録されることが確実に認められる土地改良施設又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2)～(4) (略)

別紙 3－1（農地防災に係る運用）

運用 1（農地防災事業）

運用 1 別紙 1

I. ～III. (略)

IV. 農地保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 実施計画策定事業

(1)から(4)まで及び(7)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

2・3 (略)

V. ～VII. (略)

別紙4-1 (農村整備事業に係る運用)

運用1 (農村集落基盤再編・整備事業)

第3 実施要件

本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 集落基盤再編型

(1)・(2) (略)

(3) 別表区分の欄2の事業種類の欄(16)に掲げる歴史的土壌改良施設保全整備事業にあつては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 次に掲げるいずれかの土壌改良施設を対象とすること。

(ア) 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき、重要文化財と

I. ～III. (略)

IV. 農地保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 実施計画策定事業

(1)から(4)、(7)から(8)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

2・3 (略)

V. ～VII. (略)

別紙4-1 (農村整備事業に係る運用)

運用1 (農村集落基盤再編・整備事業)

第3 実施要件

本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 集落基盤再編型

(1)・(2) (略)

(3) 別表区分の欄2の事業種類の欄(16)に掲げる歴史的土壌改良施設保全整備事業にあつては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土壌改良施設又は同法第56条の2の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土壌改良施設であること。

(新設)

して指定され、又は指定されることが確実と認められるもの
(イ) 同法第 57 条第 1 項の規定に基づき文化財登録原簿に登録され、又は登録されることが確実と認められるもの

(新設)

(ウ) 同法第 182 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の条例に定めるところにより重要なものとして指定され、又は指定されることが確実と認められるもの

(新設)

イ (略)

イ (略)

(4)・(5) (略)

(4)・(5) (略)

3～5 (略)

3～5 (略)

第 5 事業の実施

第 5 事業の実施

1 (略)

1 (略)

2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から、計画概要表等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。

2 道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から、計画概要表等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。

3～5 (略)

3～5 (略)

運用 3（畜産環境総合整備事業）

運用 3（畜産環境総合整備事業）

第 7 事業実施計画

第 7 事業実施計画

1～3 (略)

1～3 (略)

4 事業実施計画の内容

4 事業実施計画の内容

(1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとする。

(1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は 1,000 万円とする。

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

第 9 事業の実施

第 9 事業の実施

1～5 (略)

6 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第16 補則

1～3 (略)

4 増築等に伴う手続

(1) 事業参加者は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等(以下「増築等」という。)を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式7により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は(1)による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式7により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業参加者として(1)に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

別記様式2

畜産環境総合整備事業参加申出書

年 月 日
住 所
氏 名

〇〇地区畜産環境総合整備事業(〇〇事業)に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの規定に基づ

1～5 (略)

6 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむねね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第16 補則

1～3 (略)

(新設)

別記様式2

畜産環境総合整備事業参加申出書

年 月 日
住 所
氏 名

〇〇地区畜産環境総合整備事業(〇〇事業)に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの規定に基づ

き、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1～5 (略)

添付資料

畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの(ア) 及び(イ)に掲げる書面

き、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1～5 (略)

添付資料

畜産環境総合整備事業の運用第7の2の(1)のアの(ア) から(ウ)までに掲げる書面

別記様式7（第16の4関係）

(新設)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

（又は都道府県知事 殿）

都道府県知事
又は
所在地
事業参加者名

畜産環境総合整備事業（〇〇事業）で取得又は効用の増加した施設等
等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

畜産環境総合整備事業（〇〇事業）で取得又は効用が増加した施設等
を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ま
す。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

（1）地区名

（2）事業参加者名

（3）施設等の所在地

（4）施設等の構造、規格、規模等

（5）事業費

ア 交付金

イ その他の負担額

(6) 取得年月日

3 増築等の概要

(1) 増築等

増築 ○○○ 事業費 千円

増設 ○○○ 事業費 千円

※○○○には、構造、規格及び規模を記載

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

1 事業実施計画書の写し

2 経営収支計画

3 建物平面図及び側面図並びに増設配置図

4 財産管理台帳の写し

5 その他地方農政局長等が必要と認める書類

注：[添付資料] は、当該事業参加者に係るものとする。

別紙4-2（農村整備事業に係る取扱い）

取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）

第1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙4-1 運用1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 （略）

2 農村生活環境整備事業

別紙4-2（農村整備事業に係る取扱い）

取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）

第1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙4-1 運用1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 （略）

2 農村生活環境整備事業

(1) (略)

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上であり、末端受益2戸以上の施設とする。ただし、地域の実情に応じてより小規模な用水システム(小型の浄水処理装置若しくは各戸型浄水装置の設置又は運搬送水の活用により用水の供給を行う仕組みをいう。)を導入する場合は、末端受益2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するとともに、耐用年数の期間内にわたり十分な利用が見込まれるよう留意するものとする。

ウ (略)

エ アのただし書の場合における整備の対象は、農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により造成された営農飲雑用水施設に限るものとする。

オ アのただし書の要件による整備に当たっては、アの本文の要件によって整備する場合と比較検討し、農業生産及び農村生活の継続性の観点から総合的に優れているものとする。

(3) 農業集落排水施設整備事業

ア・イ (略)

ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第4条及び第5条に規定する一級河川及び二級河川に係る改良工事は、本事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず一級河川又は二級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続きを踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しが立った後に計画するものとする。

エ・オ (略)

(4) (略)

(1) (略)

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ (略)

(新設)

(新設)

(3) 農業集落排水施設整備事業

ア・イ (略)

ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、本事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず1級河川又は2級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続きを踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。

エ・オ (略)

(4) (略)

(5) 用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア (略)

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ～カ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 交流施設基盤整備事業

ア (略)

イ 6に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

(10)～(18) (略)

3～5 (略)

6 2の(9)のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全緊急支援プロジェクト実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第695号）第2に基づく計画をいう。）

(2)・(3) (略)

7 (略)

第2 実施要件

1 (略)

(5) 用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア (略)

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ 過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ～カ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 交流施設基盤整備事業

ア (略)

イ 5に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

(10)～(18) (略)

3～5 (略)

6 2の(9)のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成10年12月11日付け10構改D第696号）第2に基づく計画をいう。）

(2)・(3) (略)

7 (略)

第2 実施要件

1 (略)

2 運用第3の2の(5)、第3の3及び第3の4の(1)の「自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

①・② (略)

③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

④ (略)

⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) 第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

⑥ (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

第3 計画の作成

1・2 (略)

3 運用第3の2の(5)による事業及び中山間地域総合整備型にあつては、土地改良法に基づく土地改良事業を実施する場合には、事業計画と併せて、特定地域土地改良整備計画(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号) 第50条第8項に規定する計画をいう。)を別記様式第9号により作成するものとする。

4～6 (略)

別記様式第2号 その1

令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表(集落基盤再編型)

2 運用第3の2の(5)、第3の3及び第3の4の(1)の「自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

①・② (略)

③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域

④ (略)

⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) 第2条第1項に規定する特定農山村地域

⑥ (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

第3 計画の作成

1・2 (略)

3 運用第3の2の(5)による事業及び中山間地域総合整備型にあつては、土地改良法に基づく土地改良事業を実施する場合には、事業計画と併せて、特定地域土地改良整備計画(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号) 第50条第6項に規定する計画をいう。)を別記様式第9号により作成するものとする。

4～6 (略)

別記様式第2号 その1

令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表(集落基盤再編型)

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	(略)					
面積	(略)			事業費	(略)				
事業別面積	(略)			費用負担等	経営体数の内訳				
農業の概況	人口、戸数	総人口	農家人口		総戸数	農家戸数	経営体数の内訳		
	実数	人	人		戸	戸	主業経営体	準主業経営体	副業的経営体
	構成比	100			100		(削る。)	(削る。)	(削る。)
集落	(略)				工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度			
土地基盤整備状況	(略)				効用	(略)			
農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準			関連事業			
	ha/戸		農家	農業	農外	法手続			
			千円	千円	千円	(略)			

(注) (略)

別記様式第2号 その2

令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表 (中山間地域総合整備型、農地環境整備型)

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	(略)					
面積	(略)			事業費	(略)				
事業別面積	(略)			費用負担等	経営体数の内訳				
地域の概況	人口、戸数	総人口	農家人口		総戸数	農家戸数	経営体数の内訳		
	実数	人	人		戸	戸	主業経営体	準主業経営体	副業的経営体
	構成比	100			100		(削る。)	(削る。)	(削る。)
集落	(略)				工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度			
土地基盤整備状況	(略)				効用	(略)			
農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準			関連事業			
	ha/戸		農家	農業	農外	法手続			
			千円	千円	千円	(略)			

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	(略)					
面積	(略)			事業費	(略)				
事業別面積	(略)			費用負担等	農家戸数の内訳				
農業の概況	人口、戸数	総人口	農家人口		総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳		
	実数	人	人		戸	戸	専業	1種兼業	2種兼業
	構成比	100			100		戸	戸	戸
集落	(略)				工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度			
土地基盤整備状況	(略)				効用	(略)			
農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準			関連事業			
	ha/戸		農家	農業	農外	法手続			
			千円	千円	千円	(略)			

(注) (略)

別記様式第2号 その2

令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表 (中山間地域総合整備型、農地環境整備型)

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	(略)					
面積	(略)			事業費	(略)				
事業別面積	(略)			費用負担等	農家戸数の内訳				
地域の概況	人口、戸数	総人口	農家人口		総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳		
	実数	人	人		戸	戸	専業	1種兼業	2種兼業
	構成比	100			100		戸	戸	戸
集落	(略)				工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度			
土地基盤整備状況	(略)				効用	(略)			
農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準			関連事業			
	ha/戸		農家	農業	農外	法手続			
			千円	千円	千円	(略)			

					工事の着手時期及び 完了予定時期		年度～ 年度
土地基盤整 備状況	(略)				効用	(略)	
					関連 事業	(略)	
農業地域類 型	戸当たり平均 農用地面積 ha/戸	主要作物	農家所得基準			法 手 続	(略)
			農家 千円	農業 千円	農外 千円		

※1～※3 (略)

[その2-1]～[その2-3] (略)

農村集落基盤再編・整備 一般計画図 (略)

事業計画概要表の記載要領 (略)

別記様式第9号

特定地域土地改良整備計画

〈特総計画〉

都道府県名		地区名		所在地		整備計画					
法指定状況		(略)		林野率	傾斜度	平均傾斜	地域 設定				
				%	%	1/					
地域 農業の 現状	地形							基本 構 想	土地 利用		
	地質・土壌										
	気象										
	土地の現状	(略)						営 農 計 画			
	就業の現状	人口(人)		戸数(戸)		経営体数				生 産 組 織	集 落 数
		総人口	農家 人口	総戸 数	農家 戸数	主 業 経 営 体	準 主 業 経 営 体	副 業 的 経 営 体	()		
	経営の現状	(略)						土 地 改 良 事 業			
	農地状況										
	水利状況										
営農状況											
生産基盤の 整備状況	(略)										
事業種 類		整備量		整備の 考え方							

					工事の着手時期及び 完了予定時期		年度～ 年度
土地基盤整 備状況	(略)				効用	(略)	
					関連 事業	(略)	
農業地域類 型	戸当たり平均 農用地面積 ha/戸	主要作物	農家所得基準			法 手 続	(略)
			農家 千円	農業 千円	農外 千円		

※1～※3 (略)

[その2-1]～[その2-3] (略)

農村集落基盤再編・整備 一般計画図 (略)

事業計画概要表の記載要領 (略)

別記様式第9号

特定地域土地改良整備計画

〈特総計画〉

都道府県名		地区名		所在地		整備計画					
法指定状況		(略)		林野率	傾斜度	平均傾斜	地域 設定				
				%	%	1/					
地域 農業の 現状	地形							基本 構 想	土地 利用		
	地質・土壌										
	気象										
	土地の現状	(略)						営 農 計 画			
	就業の現状	人口(人)		戸数(戸)		集落数				生 産 組 織	集 落 数
		総人口	農家 人口	総戸 数	農家 戸数	専 業	一 種 兼 業	二 種 兼 業	()		
	経営の現状	(略)						土 地 改 良 事 業			
	農地状況										
	水利状況										
営農状況											
生産基盤の 整備状況	(略)										
事業種 類		整備量		整備の 考え方							

別記様式第 10 号

地域活性化構想

[構-1]

都道府県名		地区名		所在地		4) 農業、農村の現況										
法指定状況	(略)					地域農業の現況										
林野率	%	傾斜度 1/100 以上	%	平均傾斜度												人口増減率
若年構成比	(%)	老人構成比	(%)	財政力指数	(%)	公債比率	(%)	土地の現況	(略)							
市町村の現況								就業の現況	人口 (人)		戸数 (戸)		経営体数			集落数
1) 位置、地理、地形、交通									総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	主業経営体	準主業経営体	副業的経営体	
									()	()	()	()	()	()	()	
2) 気象、植生、土地利用								経営の現況	(略)							
3) 歴史、産業、観光、人口動態								土地基盤の整備状況	(略)		環境基盤の整備状況	(略)				
し尿処理								施設の整備状況								
戸																
%																

[構-2]・[構-3] (略)

別記様式第 10 号

地域活性化構想

[構-1]

都道府県名		地区名		所在地		4) 農業、農村の現況										
法指定状況	(略)					地域農業の現況										
林野率	%	傾斜度 1/100 以上	%	平均傾斜度												人口増減率
若年構成比	(%)	老人構成比	(%)	財政力指数	(%)	公債比率	(%)	土地の現況	(略)							
市町村の現況								就業の現況	人口 (人)		戸数 (戸)				集落数	
1) 位置、地理、地形、交通									総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	一種兼業		二種兼業
									()	()	()	()	()	()		()
2) 気象、植生、土地利用								経営の現況	(略)							
3) 歴史、産業、観光、人口動態								土地基盤の整備状況	(略)		環境基盤の整備状況	(略)				
し尿処理								施設の整備状況								
戸																
%																

[構-2]・[構-3] (略)

別記様式第 11 号

農地環境整備計画書

県名	地区名	型名	所在地					耕 対 作 策 放 方 策 針 地					
地域指定	(略)												
人口戸数	市町村 関係集落	総人口	農家人口	総戸数	経営体数				生産区域の営農構想	保全管理区域の保全管理構想			
					主業経営体	準主業経営体	副業的経営体	合計					
農家状況	(略)			主要農作物									
地域の自然条件				地域の営農状況									
土地基盤の整備状況				担い手等の状況				区域の設定ha	(略)				
耕作放棄の原因とその影響				関係団体等の意見					事業構想	(略)			

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

生産区域現況地目調査報告書

農林水産省農村振興局長

別記様式第 11 号

農地環境整備計画書

県名	地区名	型名	所在地					耕 対 作 策 放 方 策 針 地					
地域指定	(略)												
人口戸数	市町村 関係集落	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数				生産区域の営農構想	保全管理区域の保全管理構想			
					専業	1種兼業	2種兼業	合計					
農家状況	(略)			主要農作物									
地域の自然条件				地域の営農状況									
土地基盤の整備状況				担い手等の状況				区域の設定ha	(略)				
耕作放棄の原因とその影響				関係団体等の意見					事業構想	(略)			

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

生産区域現況地目調査報告書

農林水産省農村振興局

地方農政局長 殿
(削る。)

都道府県知事
(市町村長)

実施要領別紙4-2取扱い1第4の5の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放棄地	合計
計画地目						
現況地目 (完了翌 年度)						
現況地目 (完了5 年後)						

※耕作放棄地の定義は本取扱い第1の6による。

取扱い2 (農業集落排水事業)
様式第5号

事業実施計画報告書

(削る。)
地方農政局長 殿

農林水産省〇〇農政局
内閣府沖縄総合事務局

都道府県名
(市町村名)

実施要領別紙4-2取扱い1第4の5の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放棄地	合計
計画地目						
現況地目 (完了翌 年度)						
現況地目 (完了5 年後)						

※耕作放棄地の定義は本取扱い第1の6による。

取扱い2 (農業集落排水事業)
様式第5号

事業実施計画報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿

(削る。)

(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の1[2]に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

地区名

- 1 資源循環促進計画概要表
- 2 事業計画概要表

(注) [] は県営事業以外の場合

様式第7号の2

事業計画変更手続報告書

(削る。)

地方農政局長 殿

(削る。)

(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第

沖縄総合事務局長

(新設)

都道府県知事

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の1[2]に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

地区名

- 1 資源循環促進計画概要表
- 2 事業計画概要表

(注) [] は県営事業以外の場合

様式第7号の2

事業計画変更手続報告書

農村振興局長

地方農政局長 殿

沖縄総合事務局長

(新設)

都道府県知事

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第

1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第 11 号

(削る。)

地方農政局長 殿

(削る。)

(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費(千円)	備考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 12 号

1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第 11 号

農村振興局長

〇〇農政局長

沖縄総合事務局長

(新設)

殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費(千円)	備考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 12 号

(削る。)
地方農政局長 殿
(削る。)
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費(千円)	備考

(注) 計画一般図(最終)を添付のこと。

様式第15号

事業実施計画報告書

番号
年月日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)
(削る。)

農村振興局長
〇〇農政局長
沖縄総合事務局長
(新設) 殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費(千円)	備考

(注) 計画一般図(最終)を添付のこと。

様式第15号

事業実施計画報告書

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

管内〇〇市において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第6の1に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事業費	備考
		千円	

様式第16号

事業計画変更報告書

番号
年月日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)
(削る。)

都道府県知事

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業の事業計画を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第6の3により報告します。

都道府県知事

管内〇〇市において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第6の1に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事業費	備考
		千円	

様式第16号

事業計画変更報告書

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業の事業計画を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第6の3により報告します。

記

1 地区名

2 事業計画書（変更）

※ 変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙6（森林整備事業に係る運用）

第4 事業区分、事業内容等

本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1・2 （略）

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

(1) 事業内容

ア～シ （略）

ス 付帯施設等整備

アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) （略）

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

環境保全要領別表3のソの(2)に準ずる。

(ウ)・(エ) （略）

セ （略）

(2)・(3) （略）

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行うものとする。

なお、花粉発生源対策促進事業においては、以下の要件を全て満たすものとする。

記

1 地区名

2 事業計画書（変更）

※ 変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙6（森林整備事業に係る運用）

第4 事業区分、事業内容等

本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1・2 （略）

3 機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

(1) 事業内容

ア～シ （略）

ス 付帯施設等整備

アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) （略）

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

環境保全要領別表3のスの(2)に準ずる。

(ウ)・(エ) （略）

セ （略）

(2)・(3) （略）

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行うものとする。

ア 伐採による著しい土砂の崩壊又は流出のおそれがある箇所ではないこと。

イ 1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。

4 (略)

5 林道点検診断・保全整備事業

(1) 事業内容

ア (略)

イ 保全整備

5 の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領の別表 2 の第 1 の 1 の(3)、2 の(3)及び 3 の(3)の老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和 4 年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限りではない）。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

6～8 (略)

9 その他

(1) (略)

(削る。)

(2) 3 の(1)のサについては、以下によるものとする。

ア 立木の伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70% 以上について行うとともに、植栽については、花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ～エ (略)

4 (略)

5 林道点検診断・保全整備事業

(1) 事業内容

ア (略)

イ 保全整備

5 の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領第 2 (8) の老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和 4 年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限りではない）。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

6～8 (略)

9 その他

(1) (略)

(2) 2 及び 3 については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないとする造林を除く。

3 の(1)のサについては、以下によるものとする。

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70% 以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ～エ (略)

(3)～(5) (略)

第5 事業計画等

1・2 (略)

(削る。)

(4)～(6) (略)

第5 事業計画等

1・2 (略)

3 事前計画の作成等

(1) 第4の3の(1)のサ及びサと一体的に実施するスの(ア)並びにセについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下この別紙において「事前計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとし、具体的内容については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(エ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番

3 (略)

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1～3 (略)

4 交付金の査定

都道府県知事は、検査(環境保全要領第9に規定するものをいう。)に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。

(1) (略)

(2) 標準単価

第4の2の(1)のイの共生環境整備及び第4の3の機能回復整

号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2) 第4の3の(1)のサについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

(3) 都道府県知事は、(1)により提出のあった事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

4 (略)

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1～3 (略)

4 交付金の査定

都道府県知事は、検査(環境保全要領第9に規定するものをいう。)に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。

(1) (略)

(2) 標準単価

第4の2の(1)のイの共生環境整備及び第4の3の機能回復整

備事業にかかる標準単価は環境保全要領第10の(3)に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア 標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、機械地拵え費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積 100立方メートルを上限として、その数量に応じて定める。

ウ 植栽に含むことのできる経費は、施行地の面積1ヘクタール当たり2,000本を上限とする。

(3) (略)

5 (略)

6 交付金の交付に当たって付すべき条件等

(1) 都道府県知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア～ウ (略)

エ 環境保全要領第12の1の(7)に準ずる。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

オ 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ～ケ (略)

(2) (略)

7 その他

環境保全要領第7に準ずる。

備事業にかかる標準単価は環境保全要領第10の(2)に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア 標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積 300立方メートルを上限として、その数量に応じて定める。

(新設)

(3) (略)

5 (略)

6 交付金の交付に当たって付すべき条件等

(1) 都道府県知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア～ウ (略)

エ 環境保全要領第12の1の(7)に準ずる。

オ 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ～ケ (略)

(2) (略)

7 その他

環境保全要領第7に準ずる。((1)及び(2)を除く。)

別紙7（治山事業に係る運用）

第2 事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1～4 （略）

5 事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
治山事業	(1) 予防治山	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する <u>既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策</u> 、治山施設の設置等と併せ、 <u>流木発生源の調査</u> や流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去、 <u>脆弱な溪畔林の改植等</u> の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保持効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として

別紙7（治山事業に係る運用）

第2 事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1～4 （略）

5 事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
治山事業	(1) 予防治山	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する、 <u>既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策</u> 、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去 <u>や脆弱な溪畔林の改植等</u> の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保持効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥

発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）

（略）

1～3 （略）

4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置

流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）

（略）

1～3 （略）

4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置

を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林を分析し、工事計画を策定するための調査

(9) 流木対策に係る新たな工法・技術の開発・実証及び技術的課題の検証

5～8 (略)

(工事規模) 次のア又はイのいずれかに該当するもの(括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)。ただし、治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合は、ウ又はエのいずれかに該当するものとする。

1 施行箇所の事業費

ア・イ (略)

ウ 年度計画 山腹 400 万円以上 (500 万円以上)

溪流 750 万円以上 (850

を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査

(9) 流木対策に係る技術的課題の検証

5～8 (略)

(工事規模) 次のア又はイのいずれかに該当するもの(括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)

1 施行箇所の事業費

ア・イ (略)

	<p style="text-align: right;"><u>万円以上)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>エ 全体計画 山腹 1,250 万円以上(1,500 万円以上)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>溪流 2,250 万円以上(850 万円以上)</u></p>
(2) 緊急防災 減災対策総 合治山	<p>(略)</p> <p>(通常対策タイプ)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 全体計画の工事規模が 7,000 万円以上(離島及び奄美群島にあつては 3,500 万円以上。)のもの。<u>ただし、治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合は、全体計画の工事規模が 3,500 万円以上(離島及び奄美群島にあつては 1,750 万円以上。)のものとする。</u></p> <p>(緊急減災対策タイプ)</p> <p>通常対策タイプの 1 に該当する地域 <u>(ただし、次の 4 の条件を満たす場合にあつては、「人家 25 戸以上」を「人家 10 戸以上」と読み替えるものとする。)</u> であり、次の <u>1 から 4 までのいずれかの条件</u> を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する <u>崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</u>、既存治山施設及び溪流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、</p>

(2) 緊急防災 減災対策総 合治山	<p>(略)</p> <p>(通常対策タイプ)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 全体計画の工事規模が 7,000 万円以上(離島及び奄美群島にあつては 3,500 万円以上。)のもの</p> <p>(緊急減災対策タイプ)</p> <p>通常対策タイプの 1 に該当する地域であり、次の <u>1 又は 2 の条件</u> を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する既存治山施設及び溪流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、溪流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであつて、かつ、<u>3</u> の条件を満たすも</p>

	<p>溪流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、<u>5</u>の条件を満たすもの。</p> <p><u>1</u> <u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。）に基づき指定された激甚災害により被災した地域（「激甚災害緊急減災対策」の対象箇所を除く）</u></p> <p><u>2・3</u> （略）</p> <p><u>4</u> <u>森林が焼失した地域及びその下流域</u></p> <p><u>5</u> （略）</p>
(3) 機能強化・老朽化対策	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 （略）</p> <p>2 山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>激甚災害法</u>に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。</p>

	<p>の。</p> <p>(新設)</p> <p><u>1・2</u> （略）</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> （略）</p>
(3) 機能強化・老朽化対策	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 （略）</p> <p>2 山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。）</u>に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。</p>

	<p>3 (略)</p> <p>4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、<u>崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林</u>を分析し、工事計画を策定するための調査</p> <p>(9) 流木対策に係る<u>新たな工法・技術の開発・実証及び</u>技術的課題の検証</p> <p>5～9 (略)</p>
(4) (略)	(略)
(5) 林地荒廃防止	<p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地、<u>崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林</u>を分析し、工事計画を策定するための</p>

	<p>3 (略)</p> <p>4 次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地<u>又は崩壊のおそれのある箇所</u>を分析し、工事計画を策定するための調査</p> <p>(9) 流木対策に係る技術的課題の検証</p> <p>5～9 (略)</p>
(4) (略)	(略)
(5) 林地荒廃防止	<p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地<u>又は崩壊のおそれのある箇所</u>を分析し、工事計画を策定するための調査</p>

	<p>の調査</p> <p>(9) 流木対策に係る<u>新たな工法・技術の開発・実証及び</u>技術的課題の検証</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費(括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)</p> <p>年度計画 400 万円以上(600 万円以上)</p> <p><u>ただし、治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策について、同等の効果を発揮する治山施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減となる場合の1 施行箇所の事業費は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>年度計画 200 万円以上(300 万円以上)</u></p>
(6)・(7) (略)	(略)

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の1月31日までに全体計画を作成し、林野庁長官に提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)～(キ) (略)

(2) 全体計画の変更

(ア) (略)

(イ) 事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったとき

	<p>(9) 流木対策に係る技術的課題の検証</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費(括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費)</p> <p>年度計画 400 万円以上(600 万円以上)</p>
(6)・(7) (略)	(略)

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の1月31日までに全体計画を作成し、林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)～(キ) (略)

(2) 全体計画の変更

(ア) (略)

(イ) 事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったとき

は、別記様式3により林野庁長官に提出するものとする。

7 年度計画について

(1) 年度計画書

都道府県知事は、実施方針に基づき、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下この別紙において「年度計画書」という。）を前年度の1月31日までに作成し、林野庁長官に提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)～(オ) (略)

(2) (略)

8 (略)

別記様式
様式2

番 号
年月日

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の提出について

〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

1～6 (略)

(削る。)

(削る。)

7 (略)

は、別記様式3により林野庁長官へ提出するものとする。

7 年度計画について

(1) 年度計画書

都道府県知事は、実施方針に基づき、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下この別紙において「年度計画書」という。）を前年度の1月31日までに作成し、林野庁長官へ提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)～(オ) (略)

(2) (略)

8 (略)

別記様式
様式2

番 号
年月日

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の提出について

〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

1～6 (略)

7 (1) 〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表

(2) 〇〇年度治山事業単価表

8 (略)

1～3 (略)

4 ○○年度治山事業流域別計画表
(略) (略)

(略)	<u>流域名</u>	(略)	(略)	(略)

記載注意

- 1 (略)
- 2 流域名の欄は、森林計画区名を記入する。

5 ○○年度○○事業計画明細表
(略) (略)

<u>流域名</u>	箇所	実施計画	*事業実施状況
	(略)	(略)	(略)

記載注意

- 1 (略)
- 2 流域名の欄は、森林計画区名を記入する。
- 3 (略)
- 4 保安林は、保安林種を略号で記入する。(例 指定済・・・
⊗、指定予定・・・水、指定済保安施設地区・・・癒、指定予定保安施設地区・・・施) なお、保安林編入年(指定予定のものは、指定予定年月日)を併記する。
- 5～12 (略)

6 ○○年度○○事業箇所別実施計画表

1～3 (略)

4 ○○年度治山事業流域別計画表
(略) (略)

(略)	<u>流域</u>	(略)	(略)	(略)

記載注意

- 1 (略)
- 2 流域欄には、森林計画名を記入する。

5 ○○年度○○事業計画明細表
(略) (略)

<u>流域</u>	箇所	実施計画	*事業実施状況
	(略)	(略)	(略)

記載注意

- 1 (略)
(新設)
- 2 (略)
- 3 保安林は、保安林種を略号で記入する。(例 指定済・・・
⊗、指定予定・・・水、指定済保安施設地区・・・癒、指定保安施設地区・・・施) なお、保安林編入年(指定予定のものは、指定予定年月日)を併記する。
- 4～11 (略)

6 ○○年度○○事業箇所別実施計画表

(1)ーア 計画表(保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。)

(略)

計画番号	流域名	事業名	施工予定期間	森林の機能区分			
箇所	実施基準		新継別	事業評価			
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降計画	保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					(削る。)	(削る。)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	既往の災害等
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	災害発生年月
					(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	山地災害危険地区
					保全対策		(略)
参考事項		(略)					
他事業との関連		(略)					
備考		(略)					
その他		(略)					

記載要領

1～7 (略)

8 緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプについては、その他の欄に激甚災害法に基づき激甚災害として指定された災害名、震度5弱以上の地震を観測した地域等の名称及び年月日、林野火災等の状況(発生年度、焼損面積等)又は火山活動が活発化し

(1)ーア 計画表(保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。)

(略)

計画番号	流域名	事業名	施工予定期間	森林の機能区分		
箇所	実施基準		新継別	事業評価		
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降計画	保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					整備対象区域面積	(略)
					(略)	(略)
					(略)	(略)
					(略)	既往の災害等
					(略)	(略)
					(略)	災害発生年次
					(略)	(略)
					(略)	山地災害危険地区
					保全対策	
参考事項		(略)				
他事業との関連		(略)				
備考		(略)				
その他		(略)				

記載要領

1～7 (略)

8 緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプについては、その他の欄に震度5弱以上の地震を観測した地域等の名称及び年月日又は火山活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間について

ている地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間について記入する。

9・10 (略)

6-(1)-イ 森林土木効率化等技術開発事業計画表

(略)

計画番号	流域名	施工予定期間	森林の機能区分			
箇所	実施基準	新継別	事業評価			
(略)	(略)	(略)	(略)	保安林種及び指定年月日		(略)
						(略)
				(略)	(略)	(略)
				(削る。)	(削る。)	(略)
				既往の災害等		(略)
						災害発生年月
						(略)
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降額	(略)	山地災害危機地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保全対象
						(略)
						参考事項
						(略)
						他事業との関連
						備考
(略)						その他
(略)						

記載要領 (略)

6-(1)-ウ 林地荒廃防止事業計画表

9・10 (略)

6-(1)-イ 森林土木効率化等技術開発事業計画表

(略)

計画番号	流域名	施工予定期間	森林の機能区分			
箇所	実施基準	新継別	事業評価			
(略)	(略)	(略)	(略)	保安林種及び指定年月日		(略)
						(略)
				(略)	(略)	(略)
				整備対象区域面積		(略)
				既往の災害等		(略)
						災害発生年次
						(略)
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降額	(略)	山地災害危機地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保全対象
						(略)
						参考事項
						(略)
						他事業との関連
						備考
(略)						その他
(略)						

記載要領 (略)

6-(1)-ウ 林地荒廃防止事業計画表

(略)

計画番号	流域名	施工予定期間	森林の機能区分					
箇所	実施基準	新継別	事業評価					
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降計画	保安林種及び指定年月日	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	既往の災害等	
					(削る。)	(削る。)		
					(略)	(略)		
					(略)	(略)	災害発生年月	
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					保全対象		(略)	
					(略)		(略)	
		山地災害危機地区						
		(略)						
		参考事項						
		(略)						
		備考						
		(略)						
その他		(略)						
(略)		(略)						

記載要領 (略)

6 - (1) - エ (略)

6 - (1) - オ 保安林管理道整備事業計画表

(略)

計画番号	流域名	管理道名	施工予定期間	森林の機能区分		
箇所	実施基準	新継別	事業評価			
事業対象地域の概要				備考		
(略)	(略)	(略)	(略)			

(略)

計画番号	流域名	施工予定期間	森林の機能区分					
箇所	実施基準	新継別	事業評価					
全体計画	実施済	〇〇年度計画	協議額	次年度以降計画	保安林種及び指定年月日	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	既往の災害等	
					整備対象区域面積			
					(略)	(略)		
					(略)	(略)	災害発生年次	
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					(略)	(略)		
					保全対象		(略)	
					(略)		(略)	
		山地災害危機地区						
		(略)						
		参考事項						
		(略)						
		備考						
		(略)						
その他		(略)						
(略)		(略)						

記載要領 (略)

6 - (1) - エ (略)

6 - (1) - オ 保安林管理道整備事業計画表

(略)

計画番号	流域名	管理道名	施工予定期間	森林の機能区分		
箇所	実施基準	新継別	事業評価			
事業対象地域の概要				備考		
(略)	(略)	(略)	(略)			

(削る。)	(削る。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	所有形態	(略)		
(略)	(略)				
(略)	(略)				
事業計画					
(略)					
事業対象地域の治山事業計画		事業計画概要	(略)		他事業との関連・その他
(略)					
			起点	終点	
		起終点に接続する道路等の実態	(略)	(略)	

記載要領 (略)

(2) 計画図

(略)

ア～エ (略)

オ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業対象区域・・・赤色線で囲む。

(エ)～(シ) (略)

カ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業対象区域・・・赤色線で囲む。

(エ)～(キ) (略)

キ (略)

(ア) (略)

(イ) 事業対象区域・・・赤色線で囲む。

(ウ)～(ク) (略)

(3) (略)

<u>整備対象区域</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	所有形態	(略)			
(略)					
(略)					
事業計画					
(略)					
事業対象地域の治山事業計画		事業計画概要	(略)		他事業との関連・その他
(略)					
			起点	終点	
		起終点に接続する道路等の実態	(略)	(略)	

記載要領 (略)

(2) 計画図

(略)

ア～エ (略)

オ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 整備対象区域・・・赤色線で囲む。

(エ)～(シ) (略)

カ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 整備対象区域・・・赤色線で囲む。

(エ)～(キ) (略)

キ (略)

(ア) (略)

(イ) 整備対象区域・・・赤色線で囲む。

(ウ)～(ク) (略)

(3) (略)

(削る。)
(削る。)

7 ○○年度治山事業計画位置図

- (1)・(2) (略)
- (3)流域界は、赤太線（2mm）で区画した森林計画区名を付する。
- (4)国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色 砂、既指定保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第2 事業内容

- 1 (略)
- 2 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

3 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内 容
1 (略)	(1)～(3) (略)	(略)

7- (1) ○○年度主要労務資材アップ率算出基礎表
7- (2) ○○年度治山事業単価表

8 ○○年度治山事業計画位置図

- (1)・(2) (略)
- (3)流域界は、赤太線（2mm）で区画した流域名を付する。
- (4)国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色 砂、既設保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第2 事業内容

- 1 (略)
- 2 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者 (ただし、津波・高潮危機管理対策のうち海岸保全基本計画の変更支援については海岸管理者又は都道府県)、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

3 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内 容
1 (略)	(1)～(3) (略)	(略)

2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	<p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。</p> <p>また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。(第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(9)を対象とする。)</p> <p>(1)～(9) (略) (削る。)</p> <p>ただし、(3) (ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。)の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。</p> <p>※1：津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む</p>
3・4 (略)	(略)	(略)

4 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内 容
1 (略)	(1)～(3) (略)	(略)

2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	<p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。</p> <p>また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。(第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。)</p> <p>(1)～(9) (略) (10) 海岸保全基本計画の変更支援(海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等)</p> <p>ただし、(3) (ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。)の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。</p> <p>※1：津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む</p>
3・4 (略)	(略)	(略)

4 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内 容
1 (略)	(1)～(3) (略)	(略)

2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①～⑤（略）
3 （略）	（略）	（略）

第3 事業の実施

1 （略）

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあつては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容
----	-----	-----

2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①～⑤（略）
3 （略）	（略）	（略）

第3 事業の実施

1 （略）

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあつては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容
----	-----	-----

1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること。</p> <p>② 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>② 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>
	(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)
	(3)海岸耐震対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあつては、(1)の要件）を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施箇所が <u>高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されていること。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p>		(3)海岸耐震対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあつては、(1)の要件）を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施箇所が <u>以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p>① <u>高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>② <u>津波災害警戒区域が指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒</u></p>

		(3)・(4) (略)
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査に当たってはこの限りではない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業実施箇所が<u>高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されていること。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(7)～(9) (略) (削る。)</p>
3 (略)	(略)	(略)

3～5 (略)

別記様式第 3 号

		<u>区域に指定される見込みであること。</u> (3)・(4) (略)
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査<u>及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援</u>に当たってはこの限りではない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業実施箇所が<u>以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>① 高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>② 津波災害警戒区域が指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和 7 年度までに海岸基本計画を変更されるものであること。</u></p>
3 (略)	(略)	(略)

3～5 (略)

別記様式第 3 号

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定	財源負担割合(%)
	郡	町	地先	年 月 日告示	国 都道府県 市町村 その他
	市	大字			
	村				
海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標		
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地質中核機能の集積状況、海岸保全施設の設定状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。			海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)
			その他の成果目標		
事業の概要		農地の状況(注1)			
事業の目的、整備の方法等を記述する。		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円	整備の必要性	
	施設名等	実施内容等	事業費(千円)	整備の必要性	
	合計				
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携				
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等				
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の指定日(令和〇年〇月〇日) (高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定日を必ず記載)				

※印:海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。
 ○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し
 注1:農地保全に係るものにおいては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。
 注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定	財源負担割合(%)
	郡	町	地先	年 月 日告示	国 都道府県 市町村 その他
	市	大字			
	村				
海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標		
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地質中核機能の集積状況、海岸保全施設の設定状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。			海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)
			その他の成果目標		
事業の概要		農地の状況(注1)			
事業の目的、整備の方法等を記述する。		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円	整備の必要性	
	施設名等	実施内容等	事業費(千円)	整備の必要性	
	合計				
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携				
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等				
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の指定日(令和〇年〇月〇日) (高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年日)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年日)を必ず記載)				

※印:海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。
 ○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記した海岸の現況写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し
 注1:農地保全に係るものにおいては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。
 注2:1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第5号

別記様式第5号

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名
治岸名	事業施行場所 郡 町 大字 地先 市 村	海岸保全区域指定 年 月 日告示
海岸の概要	被災歴	財政負担割合(%) 国 都道府県 市町村 その他
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地盤中核機能の集積状況、海岸保全施設の設定状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸背後地区の浸水被害防避に係る成果目標	※ 本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)
	海岸延長※(m)	
防護面積(ha)	その他の成果目標	
事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画	農地の状況(注2)
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注1	防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。
実施予定期間	計画総事業費	千円
施設名等	実施内容等	事業費(千円)
		整備予定期間
		整備の必要性
合計		
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携	
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等	
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の指定日(令和〇年〇月〇日) (水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定日を必ず記載)	

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。
 ○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現状写真等) (4) 地盤防災計画等の該当部分の写し
 注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地盤防災計画等)の概要を記載する。
 注2：農地保全に係るものについては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。
 注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第7号

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名
治岸名	事業施行場所 郡 町 大字 地先 市 村	海岸保全区域指定 年 月 日告示
海岸の概要	被災歴	財政負担割合(%) 国 都道府県 市町村 その他
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地盤中核機能の集積状況、海岸保全施設の設定状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸背後地区の浸水被害防避に係る成果目標	※ 本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)
	海岸延長※(m)	
防護面積(ha)	その他の成果目標	
事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画	農地の状況(注2)
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注1	防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。
実施予定期間	計画総事業費	千円
施設名等	実施内容等	事業費(千円)
		整備予定期間
		整備の必要性
合計		
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携	
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供 等	
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)	

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。
 ○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現状写真等) (4) 地盤防災計画等の該当部分の写し
 注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地盤防災計画等)の概要を記載する。
 注2：農地保全に係るものについては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。
 注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第7-1号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名			
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
	郡	町	大字	年	月	日	国 都道府県 市町村 その他
	市	村	地先	告示			
海岸の概要	被災歴			海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸延長※(m)			防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標	
						※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) (例)想定津波到達時間(安全)に避難できる住民3,000人→3,000人	
事業の概要		計画における位置付け		農地の状況(注1)			
事業の目的、整備の方法等を記述する。		地域防災計画等における当事業の位置付け		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円(うち耐震調査等のソフト経費)		千円		
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	合計						
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布等			(削る。)			
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の指定日(令和〇年〇月〇日) (各門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地帯づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日又は津波防災地帯づくりに基づく津波災害警戒区域の指定日を必ず記載)			(削る。)			

※印：海岸延長とは、当該事業により確保確保された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、備道図等を添付)

(3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現状写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにおいては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

(削る。)

(削る。)

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名			
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
	郡	町	大字	年	月	日	国 都道府県 市町村 その他
	市	村	地先	告示			
海岸の概要	被災歴			海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	海岸延長※(m)			防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標	
						※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) (例)想定津波到達時間(安全)に避難できる住民3,000人→3,000人	
事業の概要		計画における位置付け		農地の状況(注1)			
事業の目的、整備の方法等を記述する。		地域防災計画等における当事業の位置付け		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円(うち耐震調査等のソフト経費)		千円		
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	合計						
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布等			海岸保全基本計画の変更(注3)			
				有 無			
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地帯づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日又は指定予定年月)又は津波防災地帯づくりに基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)						

※印：海岸延長とは、当該事業により確保確保された海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面、備道図等を添付)

(3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現状写真等) (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにおいては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を計画し、「有」を○印し、その際、「別記様式第7-2号」も併せて提出すること。

別記様式第7-2号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沿岸名	所管省庁(注1)
沿岸関係市町村	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村……(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む。)を記載する。)	
地区海岸名(注2)		
海岸管理者名(注3)		
地区海岸名		
海岸管理者名		
地区海岸名		
海岸管理者名		
沿岸の概要	本沿岸の海岸保全施設整備の 基本方針(現行)	
基本計画変更 の趣旨	(例)令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。 これを踏まえ、平成〇〇年に〇〇県で決定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。 そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。	検討実施期間 〇〇～〇〇年
施設整備の見直しに 向けた検討内容	海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するに当たっての検討内容を具体的に記載する。 (例) -海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 -これらをもとに各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 -案の作成に当たり、有識者に意見を徴取するための委員会を開催する。	検討に係る 総事業費 (千円)

注1:農林振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理(国土保全局又は漁港局のいずれか該当局名)を記入する。
注2:海岸保全基本計画の変更に当たり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入する。
注3:上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。